

森町教育委員会定例会会議録 (要旨)

会議名	令和2年10月森町教育委員会定例会					
開催日時	令和2年10月26日(月) 13時30分					
会場	森町文化会館 第2研修室					
出席委員	教育長	比奈地敏彦		社会教育課	社会教育課長	松浦博
	委員	井口 始			社会体育係長	中山克仁
	委員	村松加代子				
	委員	鈴木眞子				
	委員	早馬保男				
出席者	学校教育課	課長	塩澤由記弥	社会教育課	社会教育課長	松浦博
		課長補佐	小坂一郎		社会体育係長	中山克仁
		課長補佐	岩井秀司			
		学校教育係長	土屋智也乃			
		庶務係長	石黒智己			
傍聴者	なし					

1 開会

教育長	委員の出席を確認し、開会を宣告。
-----	------------------

2 前回会議録の承認

教育長	事前に配付してある前回定例会の会議録について、質疑を求める。
井口委員	字句の修正。
委員全員	他に質疑なく承認。
教育長	前回定例会会議録の承認を宣し、教育長の報告を行う。

3 教育長の報告

教育長	<p>10月に開催及び出席した各種会議等について報告する。</p> <p>1日・教育委員任命書公布式 (井口始委員の再任)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長会議 (9月議会を振り返って各課より下半期の行政の充実) ・園長・校長会 (教育長指示事項「郷育7」) ・磐田法人会役員来庁 (税に関する作品募集依頼) <p>2日・町長室にて面談 (教育費寄付金授与)</p> <p>5日・磐周校長会常務理事来庁 (予算要求 管理職人事についての意見交換)</p> <p>8日・人事管理訪問※森中 (本年度の学校経営、人事異動構想、人事課題と要望等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営委員会委員長来庁(次年度の教育課程基準日について説明 情報交換) <p>9日・第3回市町教育長連絡協議会(令和3年度人事に関する意見・要望 定年制延長の情報提供 教育実習受入のその後等)</p> <p>12日・袋井・森地区教育研究会長来庁(次年度教育研究会への助成等)</p> <p>13日・職員団体役員来庁 (次年度に向けての要請活動)</p> <p>15日・課長会議 (台風14号について プレミアム商品券活用について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初予算編成会議 (令和3年度の予算編成会議) ・旭が丘中学校長来庁 (生徒指導上の問題について情報共有)
-----	---

	<p>16日・静西教育事務所長・副所長訪問（令和2年度人事異動について 地教委からの要望 情報交換等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磐周支部長来庁（教職員評価について意見交換） <p>19日・教育委員会園・学校訪問（飯田幼→飯田小→宮園小）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導上の諸問題対策研修会（挨拶） <p>20日・磐周教頭会人定給担当来庁（人定給に関する要請活動）</p> <p>23日・ライオンズクラブ来庁（チューリップ球根目録贈呈）</p> <p>24日～25日・町民文化祭（コロナウイルス感染拡大予防として規模縮小で実施） ※挨拶あり</p> <p>26日・教育委員会園・学校訪問（旭中→森中） ※昼食有り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森町教育委員会（10月定例教育委員会） <p>28日・給食運営委員会（学校給食会計状況確認 次年度の学校給食運営） （給食費について）</p> <p>29日・教育委員会園・学校訪問（天方幼→森小）</p>
教 育 長	教育長の報告について、質疑を求める。
委員 全 員	質疑なし承認。

4 付議する案件

【議 事】

教 育 長	<p>議事について事務局に説明を求める。 議第19号について説明を求める。</p>
学校教育係長	<p>議第19号 森町学校運営協議会規則の制定について</p> <p>森町学校運営協議会規則の制定をしたいので教育委員会の議決を求める。コミュニティスクールの設置の経緯と、現在の評議員制度との違い、準備委員会の進捗状況、学校運営協議会規則（案）について、説明する。コミュニティスクールとは、学校運営協議会制度を導入した学校のことである。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みとして、国が推進しているものである。法的には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第47条の5）が平成29年3月に改正され、その中で学校運営協議会の設置が努力義務化され、国が示す2018年度から2022年度までの第3期教育振興基本計画においては、全ての公立学校において、学校運営協議会の設置が導入されることをめざすことが書かれている。そのため、森町でも来年4月にコミュニティスクールを設置するため、準備委員会を立ち上げ、学校教育課・社会教育課、連携して進めていく。</p> <p>現在の学校評議員制度は、学校評議員が、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる制度である。学校運営協議会は、法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関であり、委員が学校と対等な立場で協議を行うことにより、保護者や地域住民の意見が反映されやすいものとなっている。</p> <p>準備委員会の進捗状況は、委員について、旭が丘中学校、宮園小学校、飯田小学校の校長と社会教育課・学校教育課の両課長、小中学校指導主事を委員として、現在2回の準備委員会を開催し、設置の目的や設置校、スケジュールや規則について検討した。</p> <p>コミュニティスクール設置の目的は、『森町教育大綱の「明日の森町を築く 心豊かな人づくり」を目指し、育てたい児童生徒像（学校教育目標・学校経営方針など）や学校の課題を保護者、学校、地域住民が共有し、連携・協働して活動することで、地域とともにある学校づくりを推進し、地域社会全体で子供たちの豊かな成長を支えていく』である。</p> <p>設置日は、令和3年4月1日に、飯田小学校、宮園小学校、旭が丘中学校の3校から始め、森小学校と森中学校については、森小学校統合完了の翌年令和4年4月の設置を予定する。中学校区で1つのコミュニティスクールを設置するのではなく、学校毎に設置をする。今後、一貫教育と絡めながら発展型として、中学校区で1つという形になっていくこともある。しかし、既存の仕組みから無理なく移行させるために学校毎に設置することで進めている。</p> <p>規則の内容について、第2回の準備委員会で協議検討をした結果、本日の規則案となっている。この規則（案）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の5」をもとに、近隣市町の規則も参考にして案を作成している。学校運営協議会の主な3</p>

	<p>つの役割は、1点目として、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、2点目として学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができること、3点目として、教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができることがあるが、3点目の、教職員の任用についての意見については、磐周地区では、磐田市・袋井市ともに規則には盛り込んでないため、森町も同様の内容に合わせた。袋井市・磐田市と異なるところは、第7条の報酬及び費用弁償のところ。協議会の委員については、地方公務員法第3条第3項第2号に該当し、特別職の地方公務員の身分を有するため、「森町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」により、報酬と費用弁償を支払うが、袋井市・磐田市は、報酬と費用弁償を支払わない点が異なる。</p>
教 育 長	以上について質疑を求める。
井 口 委 員	学校運営協議会の校長及び学校運営組織との関係をどのように位置づけられるのか。
教 育 長	井口委員の言われるようにどこに位置付けるかがとても大切になる。学校経営の組織図の中でどこに位置付けるか近隣の実施している学校の状況を確認をしながら進めていく。
委 員 全 員	他に質疑なく承認。
教 育 長	議第20号について説明を求める。
庶 務 係 長	<p>議第20号 教育顕彰式の開催並びに被表彰者の推薦について 例年行っている「森町教育顕彰式」の開催について、次の内容、推薦方法で実施してよろしいか伺う。</p> <p>目的は、「森町教育委員会表彰規程」に基づき森町の教育、学術、技術その他文化の振興に功績があり、又は模範であると認められる個人・団体に表彰を行うもの。</p> <p>期日及び日程は、令和3年3月6日(土)、例年同様に3月の第1土曜日の実施とした。開式は10時から、閉式は11時10分の予定である。今年度は新型コロナウイルス感染症の状況により、顕彰式の実施については今後状況を確認して判断していくようになるが、各委員からの推薦は実施していく。</p> <p>表彰は、教育功労者、小学生・中学生・高校生の文化・スポーツ功績者、青少年善行者の5つの分野。11時10分頃閉式としたい。会場は文化会館の小ホール。</p> <p>参加者及び来賓は、町長、議長、教育委員、正副社会教育委員長、幼稚園長、小中学校長、表彰を受ける生徒の高等学校長と私立中学校長にも案内通知を出す予定。</p> <p>表彰の基準は、第2条に掲げる7つの項目。表彰の種類は、第2条の7項目のいずれかに該当する方を第3条にあるように5つの分野において表彰をする。</p> <p>この規程だけでは、推薦する方も、表彰に該当するかの判断が難しいため、表彰について必要な事項を別に定めるといことで、次のように対象と基準を定めている。5つの分野の表彰ごとに対象と選考基準、推薦書の様式、推薦者を示してある。</p> <p>教育功労者については、対象は個人又は団体で、基準は(1)～(8)に示してあるとおりで、教育委員や社会教育委員も対象で、退任又は退職後に表彰を行う。</p> <p>小・中学生のスポーツ・文化功績者については、対象はスポーツ又は文化の個人・団体で、小学校は原則森町内の小学校の児童、中学校は、森町に在住又は森町出身の中学生の個人又は団体。団体競技などはチーム表彰のため、町内中学校、またはチーム等の拠点が森町であることを条件とする。</p> <p>基準は、(1)～(8)のとおりで、昨年度からの変更はない。</p> <p>高校生のスポーツ・文化功績者については、対象者は森町に在住又は森町出身の高校生の個人又は団体とする。ここで森町出身の高校生とは、高校の寮等に入っていて、住所を移してある生徒のことを指している。ただし、団体競技等はチーム表彰のため、町内高等学校に限ることとする。基準は、昨年と同様に、小中学校に準ずるとした。</p> <p>青少年善行者の対象は、森町に住所がある個人又は団体で、概ね25歳以下とする。基準は(1)～(10)のとおり。</p> <p>推薦書の様式については、7ページから11ページのとおり。</p> <p>以上の内容で、小中学校をはじめ、高等学校、町内会長、民生委員に推薦の依頼をしてよろしいか伺う。</p>
村 松 委 員	今年大会自体が中止されているが、被表彰者が減ってしまうのではないかと。

教 育 長	各大会中止のため正式な記録がない場合は顕彰式の基準では表彰者が少なくなるかもしれない。しかし、高林賞で表彰対象になる場合もある。また、顕彰式の式典も、今後の新型コロナウイルス感染症の状況で、開催中止になるかもしれない。
委員 全員	質疑なし承認。

【報告事項】

教 育 長	報告事項について事務局に説明を求める。 報第38号について説明を求める。
社会体育係長	報第38号 第21回静岡県市町対抗駅伝競走大会森町強化選手決定について 9月19日、9月26日に強化選手選考会(記録会)を町営グラウンド行い、その結果に基づき、10月4日選手選考会議を開催し、21名の強化選手を決定した。 現在強化選手を中心に練習に取り組んでいる。今後コースの見学会等準備練習を進めていく。
教 育 長	以上について質疑を求める。
全 委 員	質疑なし承認。
教 育 長	報第39号について説明を求める。
社会体育係長	報第39号 令和2年度スポーツ振興くじ助成金森町営グラウンド照明施設LED化改修工事契約について 町営グラウンド夜間照明施設の老朽化のため、水銀灯からLED灯に改修する。有限会社政和電機と契約を結び工期は令和3年2月28日までになる。
教 育 長	以上について質疑を求める。
委員 全員	質疑なし承認。

5 連絡事項

教 育 長	連絡事項について、説明を求める。
庶 務 係 長	<ul style="list-style-type: none"> ・次回11月の定例会は11月25日(水) 午後1時30分から第3研修室で開催予定。 ・学校訪問について予定確認。 ・一貫研の授業公開の中止について。

6 閉 会

教 育 長	以上で本日の日程を終了し、閉会とする。 14時25分閉会
-------	---------------------------------

上記のとおり、会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

署 名 人 教 育 長

委 員

委 員

委 員

委 員

事 務 局
